

2019年11月22日

各位

会社名 三菱UFJ国際投信株式会社
(管理会社コード13444)
代表者名 取締役社長 松田 通
問合せ先 商品ディスクロージャー部 宇野 誠朗
(TEL. 03-6250-4910)

ETFの投資信託約款の変更に関するお知らせ

当社は、以下のファンドの投資信託約款の変更に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 銘柄名 (コード)

MAXIS 海外株式 (MSCI コクサイ) 上場投信 (1550)

2. 変更の内容および理由

(1) 投資家様の利益に資するため、以下の投資信託約款の変更を行います。

① ファンド・オブ・ファンズ方式からファミリーファンド方式への変更

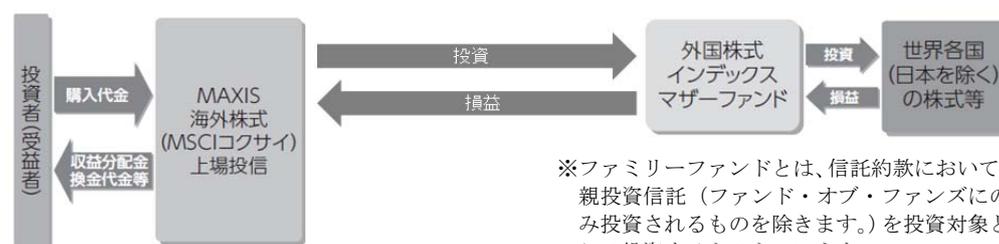
ファミリーファンド方式への変更後も、実質的な投資対象 (日本を除く世界各国の株式等) や運用方針 (対象指数への連動をめざす) に変更はなく、商品としての基本的な性格を変更するものではありません。

<変更前> ファンド・オブ・ファンズ方式



※ファンド・オブ・ファンズとは、一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

<変更後> ファミリーファンド方式



※ファミリーファンドとは、信託約款において、親投資信託 (ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。) を投資対象として投資するものをいいます。

● 信託報酬の実質的な低減について

ファミリーファンド方式への変更に伴い、投資対象ファンドに係る信託報酬が不要となるため、投資家様の実質的な負担が低減します。

<信託報酬（税抜 年率）>

	変更後	変更前
本E T F	0.15%以内 (委託会社 0.11%、 受託会社 0.04%)	0.15%以内 (委託会社 0.11%、 受託会社 0.04%)
投資対象ファンド	—	0.10%程度
実質的な負担	0.15%以内	0.25%程度

なお、約款変更に伴い行う投資対象ファンドの入れ替えにおいて、「MSC I コクサイインデックスファンド（FOFs用）（適格機関投資家限定）」の売却時には所定の信託財産留保額（0.1%）がかかります。

● 二重課税調整措置について

2020年1月1日より、公募投資信託等を経由して支払った外国所得税額を、投資家様が受け取る分配金に対する所得税等から控除できる、二重課税調整措置が講じられます。本E T Fをファミリーファンド方式へ変更することにより当該措置の対象となります。

②設定・解約の申込に係る受付日の翌営業日から当日への変更、申込不可日の削減

		変更後	変更前
受付日		申込の当日	申込の翌営業日
申込不可日 ※	設定	<削除> <削除>	・毎月の最初の営業日から起算して3営業日以内 ・毎月の最終営業日の4営業日前から起算して5営業日以内
	解約	<削除> <削除>	・毎月の最初の営業日から起算して3営業日以内 ・毎月の最終営業日の2営業日前から起算して3営業日以内

※上記以外の申込不可日には変更ありません。

なお、東京証券取引所における取引に変更はなく、取引時間中であればいつでも売買が可能です。

(2) その他、ベンチマーク名称の表記変更等の記載整備を行います。

- ベンチマーク名称の表記変更について（ベンチマーク変更ではありません。）

変更後	変更前
MSCI コクサイ・インデックス	MSCI Kokusai Index (MSCI コクサイ インデックス)

詳細は別添の新旧対照表をご参照ください。

3. 日程

2019年12月6日 金融庁届出日

2019年12月9日 変更日

なお、投資対象ファンド「MSCI コクサイインデックスファンド（FOFs用）
（適格機関投資家限定）」の償還対応に伴い、変更日後も2019年12月10日まで
は当該ファンドを一部組入れた状態となります。

4. 変更に関する書面決議の方法及び期日

上記変更につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」に規定される「変更
の内容が重大なもの」に該当しないため、書面決議は行いません。

以上

投資信託約款の新旧対照表

MAXIS 海外株式 (MSCI コクサイ) 上場投信

変更後 (新)	変更前 (旧)
<p data-bbox="188 465 782 533"><u>MAXIS 海外株式 (MSCI コクサイ) 上場投信</u></p> <p data-bbox="391 573 582 607"><u>運用の基本方針</u></p> <p data-bbox="188 647 782 719"><u>約款第21条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。</u></p> <p data-bbox="188 759 352 792"><u>1. 基本方針</u></p> <p data-bbox="215 797 782 909"><u>この投資信託は、円換算したMSCI コクサイ・インデックスに連動する投資成果をめざして運用を行います。</u></p> <p data-bbox="188 949 352 983"><u>2. 運用方法</u></p> <p data-bbox="188 987 379 1021"><u>(1) 投資対象</u></p> <p data-bbox="242 1025 782 1137"><u>外国株式インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、株式に直接投資することがあります。</u></p> <p data-bbox="188 1142 379 1176"><u>(2) 投資態度</u></p> <p data-bbox="242 1180 782 1496"><u>①外国株式インデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてMSCI コクサイ・インデックス (以下「対象指数」といいます。) に採用されている銘柄の株式に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を、円換算した対象指数の変動率に一致させることを目的とした運用を行います。</u></p> <p data-bbox="242 1500 782 1572"><u>②マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。</u></p> <p data-bbox="242 1576 782 1688"><u>③円換算した対象指数との連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。</u></p> <p data-bbox="242 1693 782 1765"><u>④実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</u></p> <p data-bbox="242 1769 782 1841"><u>⑤市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。</u></p> <p data-bbox="188 1845 379 1879"><u>(3) 投資制限</u></p> <p data-bbox="242 1883 782 1955"><u>①株式への実質投資割合に制限を設けません。</u></p> <p data-bbox="242 1960 782 1993"><u>②新株引受権証券および新株予約権証券へ</u></p>	<p data-bbox="1050 465 1161 499"><u><新設></u></p>

の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。

⑥有価証券先物取引等を行うことができます。

⑦スワップ取引を行うことができます。

⑧外国為替予約取引を行うことができます。

⑨デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

⑩外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

3. 収益分配方針

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①経費等控除後の配当等収益の全額を分配することを原則とします。ただし、当該金額が少額の場合等には分配を行わないことがあります。

②売買益（評価益を含みます。）からの分配は行いません。

③収益の分配にあてなかつた利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

<p>(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法) 第9条 (略)</p> <p>② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第23条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。<u>なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)</u>の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。</p> <p>③ <u>第23条の3に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。</u></p>	<p>(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法) 第9条 (略)</p> <p>② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第23条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。</p> <p style="text-align: center;"><u><新設></u></p>
<p>(受益権の申込単位および価額) 第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、その申込みの<u>当日</u>を受付日として、委託者が定める取得に係る一定口数をもって取得申込みに応じることができます。</p> <p>(略)</p> <p>③ 委託者は、次の各号に定める日には、第1項による受益権の取得申込みを受け付けないものとします。ただし、委託者は、次の各号に定める日における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行うことができます。</p> <p><u><削除></u></p> <p><u><削除></u></p>	<p>(受益権の申込単位および価額) 第13条 委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、その申込みの<u>翌営業日</u>を受付日として、委託者が定める取得に係る一定口数をもって取得申込みに応じることができます。</p> <p>(略)</p> <p>③ 委託者は、次の各号に定める日には、第1項による受益権の取得申込みを受け付けないものとします。ただし、委託者は、次の各号に定める日における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行うことができます。</p> <p><u>1. 毎月の最初の営業日から起算して3営業日以内</u></p> <p><u>2. 毎月の最終営業日の4営業日前から起</u></p>

<p><u>1.</u> 第32条に定める計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の6営業日前から起算して6営業日以内）</p> <p><u>2.</u> この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p><u>3.</u> 前各号のほか、委託者が、<u>第21条に規定する別</u>に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めるとき</p> <p>④ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、<u>第21条に規定する別</u>に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。</p> <p>(略)</p> <p>⑥ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、取得申込みを受け付けたときには、当該第一種金融商品取引業者が定める手数料<u>ならびに</u>当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を当該取得申込者から徴することができるものとします。</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>算して5営業日以内</u></p> <p><u>3.</u> 第32条に定める計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の6営業日前から起算して6営業日以内）</p> <p><u>4.</u> この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p><u>5.</u> 前各号のほか、委託者が、<u>第21条各号</u>に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めるとき</p> <p>④ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、<u>第21条に定める運用の基本方針</u>に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。</p> <p>(略)</p> <p>⑥ 委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、取得申込みを受け付けたときには、当該第一種金融商品取引業者が定める手数料<u>および</u>当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を当該取得申込者から徴することができるものとします。</p> <p>(略)</p>
--	---

<p>(投資の対象とする資産の種類等)</p> <p>第18条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。</p> <p>1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）</p> <p>イ. 有価証券</p> <p><u>ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条の4および第22条の5に定めるものに限り。）</u></p> <p>ハ. 約束手形</p> <p>ニ. 金銭債権</p> <p>(略)</p> <p><u>② デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。</u></p> <p><u>③</u> 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>	<p>(投資の対象とする資産の種類等)</p> <p>第18条 この信託において投資の対象とする資産（<u>本邦通貨表示のものに限り。）</u>の種類は、次に掲げるものとします。</p> <p>1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）</p> <p>イ. 有価証券</p> <p><u><新設></u></p> <p>ロ. 約束手形</p> <p>ハ. 金銭債権</p> <p>(略)</p> <p><u><新設></u></p> <p><u>②</u> 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
--	---

(投資の対象とする有価証券等)

第19条 この信託において投資の対象とする有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする外国株式インデックスマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 資産の流動化に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第

(投資の対象とする有価証券等)

第19条 この信託において投資の対象とする有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、別に定める投資信託証券(投資信託および外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。))ならびに投資証券および外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)をいいます。以下同じ。)のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
2. コマーシャル・ペーパー
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

<p><u>13号で定めるものをいいます。)</u></p> <p><u>11. コマーシャル・ペーパー</u></p> <p><u>12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券</u></p> <p><u>13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの</u></p> <p><u>14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)</u></p> <p><u>15. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号で定めるもの以外のもの</u></p> <p><u>16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券</u></p> <p><u>17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)</u></p> <p><u>18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)</u></p> <p><u>19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)</u></p> <p><u>20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書</u></p> <p><u>21. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。)</u></p> <p><u>22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの</u></p> <p><u>23. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)</u></p> <p><u>なお、第1号の証券または証書ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券ならびに第13号および第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下</u></p>	<p>5. ～23. <u><新設></u></p> <p><u>なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。</u></p>
--	--

「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

7. 信託の受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものをいい、前各号に該当するものを除きます。）

8. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

9. 合名会社もしくは合資会社の社員権または合同会社の社員権（金融商品取引法第2条第2項第3号で定めるものをいいます。）

10. 外国法人の社員権で前号の権利の性質を有するもの

11. 投資事業有限責任組合契約または有限責任事業組合契約に基づく権利その他の権利（金融商品取引法第2条第2項第5号で定めるものをいいます。）

12. 外国の法令に基づく権利であって、前号の権利に類するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. ~12. <新設>

<新設>

<新設>

(利害関係人等との取引等)

第20条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第24条において同じ。）、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第18条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条の3から第22条の5、第22条の7、第23条、第23条の3および第27条から第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

(略)

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第18条第1項ならびに前条第1項および第2項に掲げる資産への投資等ならびに第22条の3から第22条の5、第22条の7、第23条、第23条の3および第27条から第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

(略)

(利害関係人等との取引等)

第20条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第24条において同じ。）、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第18条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第23条および第27条から第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

(略)

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第18条第1項および前条に掲げる資産への投資等ならびに第23条および第27条から第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

(略)

<p>第22条 <u>削除</u></p>	<p><u>(収益分配方針)</u> 第22条 <u>毎計算期末に、経費等控除後の配当等収益（利息およびこれに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）の全額を分配することを原則とします。ただし、当該金額が少額の場合等には分配を行わないことがあります。</u> ② <u>売買益（評価益を含みます。）からの分配は行いません。</u> ③ <u>収益の分配にあてなかつた利益については、前条の規定に基づいて運用を行います。</u></p>
<p><u>(投資する株式等の範囲)</u> 第22条の2 <u>委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。</u> ② <u>前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。</u></p>	<p><u><新設></u></p>
<p><u>(信用取引の指図範囲)</u> 第22条の3 <u>委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。</u> ② <u>前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。</u> 1. <u>信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券</u> 2. <u>株式分割により取得する株券</u> 3. <u>有償増資により取得する株券</u></p>	<p><u><新設></u></p>

<p><u>4. 売出しにより取得する株券</u></p> <p><u>5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（第22条の6に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券</u></p> <p><u>6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券</u></p>	
<p><u>（先物取引等の運用指図）</u></p> <p><u>第22条の4 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。</u></p> <p><u>② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。</u></p> <p><u>③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。</u></p>	<p><u><新設></u></p>

<p><u>(スワップ取引の運用指図)</u></p> <p><u>第22条の5 委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。</u></p> <p><u>② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。</u></p> <p><u>③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。</u></p> <p><u>④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。</u></p>	<p><u><新設></u></p>
<p><u>(同一銘柄の転換社債等への投資制限)</u></p> <p><u>第22条の6 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債(この信託約款において、新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。</u></p> <p><u>② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。</u></p>	<p><u><新設></u></p>

<p><u>(有価証券の貸付の指図および範囲)</u> <u>第22条の7 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。</u> <u>1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないもの</u> <u>とします。</u> <u>2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないもの</u> <u>とします。</u> <u>② 前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。</u> <u>③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。</u></p>	<p><新設></p>
<p><u>(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)</u> <u>第23条の2 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。</u></p>	<p><新設></p>
<p><u>(外国為替予約取引の指図)</u> <u>第23条の3 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</u> <u>② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。</u></p>	<p><新設></p>
<p>(混蔵寄託) 第25条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同</p>	<p>(混蔵寄託) 第25条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類する者をいいます。以下本条において同</p>

<p>じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された<u>譲渡性預金証書</u>または<u>コマーシャル・ペーパー</u>は、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。</p>	<p>じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された<u>コマーシャル・ペーパー</u>は、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できます。</p>
<p>(有価証券売却等の指図) 第27条 委託者は、信託財産に属する<u>マザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約</u>、<u>有価証券の売却等の指図</u>ができます。</p>	<p>(有価証券売却等の指図) 第27条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。</p>
<p>(再投資の指図) 第28条 委託者は、前条の規定による<u>一部解約金</u>、<u>売却代金</u>、<u>有価証券に係る償還金等</u>、<u>株式の清算分配金</u>、<u>有価証券等に係る利子等</u>、<u>株式の配当金</u>およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。</p>	<p>(再投資の指図) 第28条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。</p>
<p>(受託者による資金立替え) 第31条 信託財産に属する有価証券について、<u>借替</u>、<u>転換</u>、<u>新株発行</u>または<u>株主割当</u>がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。 ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、<u>株式の清算分配金</u>、<u>有価証券等に係る利子等</u>、<u>株式の配当金</u>およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。 (略)</p>	<p>(受託者による資金立替え) 第31条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。 ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。 (略)</p>

(収益の分配)

第36条 信託財産から生じる配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。)と前期から繰り越した分配準備積立金は、第34条各項の諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配にあてることができます。なお、諸費用、信託報酬等および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越します。

② 毎計算期末に信託財産から生じた第1号に掲げる利益の合計額は、第2号に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰り越します。

1. 有価証券売買益(評価益を含みます。)、先物取引等取引益(評価益を含みます。)、追加信託差益金、解約差益金
2. 有価証券売買損(評価損を含みます。)、先物取引等取引損(評価損を含みます。)、追加信託差損金、解約差損金

(収益の分配)

第36条 信託財産から生じる配当等収益と前期から繰り越した分配準備積立金は、第34条各項の諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配にあてることができます。なお、諸費用、信託報酬等および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越します。

② 毎計算期末に信託財産から生じた第1号に掲げる利益の合計額は、第2号に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰り越します。

1. 有価証券売買益(評価益を含みます。)、追加信託差益金、解約差益金
2. 有価証券売買損(評価損を含みます。)、追加信託差損金、解約差損金

<p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第41条 受益者は、2011年1月24日以降において、自己に帰属する受益権につき、その請求の<u>当日</u>を受付日として、委託者が定める一部解約の実行の請求に係る一定口数をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>(略)</p> <p>⑧ 委託者は、次の各号に定める日には、第1項による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。ただし、委託者は、次の各号に定める日における一部解約の実行の請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における一部解約の実行の請求については、当該一部解約の実行の請求の受付けを行うことができます。</p> <p><u><削除></u></p> <p><u><削除></u></p> <p><u>1.</u> 第32条に定める計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の6営業日前から起算して6営業日以内）</p> <p><u>2.</u> この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p><u>3.</u> 前各号のほか、委託者が、<u>第21条に規定する別</u>に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めるとき</p> <p>⑨ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、第21条に<u>規定する別</u>に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。</p> <p>(略)</p>	<p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第41条 受益者は、2011年1月24日以降において、自己に帰属する受益権につき、その請求の<u>翌営業日</u>を受付日として、委託者が定める一部解約の実行の請求に係る一定口数をもって、委託者に一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>(略)</p> <p>⑧ 委託者は、次の各号に定める日には、第1項による一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。ただし、委託者は、次の各号に定める日における一部解約の実行の請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における一部解約の実行の請求については、当該一部解約の実行の請求の受付けを行うことができます。</p> <p><u>1.</u> 毎月の最初の営業日から起算して3営業日以内</p> <p><u>2.</u> 毎月の最終営業日の2営業日前から起算して3営業日以内</p> <p><u>3.</u> 第32条に定める計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の6営業日前から起算して6営業日以内）</p> <p><u>4.</u> この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p><u>5.</u> 前各号のほか、委託者が、<u>第21条各号</u>に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めるとき</p> <p>⑨ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、第21条に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。</p> <p>(略)</p>
---	---

<p>(付表) (略) <u><削除></u></p>	<p>(付表) (略) <u>2. 約款第19条第1項および第21条に規定する「別に定める投資信託証券」とは次のものをいいます。</u> <u>追加型証券投資信託〔MSCIコクサインデックスファンド（FOFs用）（適格機関投資家限定）〕</u> <u>追加型証券投資信託〔マネープールファンド（FOFs用）（適格機関投資家限定）〕</u></p>
---	---

以上